

(案)

収 入
印紙

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 令和 7 年度亜熱帯樹木魅力向上業務委託
- 2 履 行 場 所 旭ヶ丘公園、新都心公園
- 3 履 行 期 間 自 令和 7 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 13 日
- 4 委 託 料 ¥
うち消費税及び地方消費税の額 ¥
- 5 部 分 払 回 数 2 回以内。
- 6 契 約 保 証 金 那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除。
- 7 特 約 事 項 前金払適用あり。

上記業務について、発注者 那覇市 と 受注者 ○ ○ ○ ○
とは、那覇市業務委託契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により委託契約
を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自がその 1 通を所持する。

令和 7 年 月 日

発注者 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚 印

受注者 住所
 商号
 氏名 印

那覇市業務委託契約約款

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書(図面及び現場説明書を含む。以下同じ。)に基づき、頭書の期間内に、頭書の業務を完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていないものについて疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(工程表)

第2条 受注者は契約締結後14日以内に、仕様書に基づき工程表を作成し、発注者に提出してその承認を得るものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(報告義務)

第4条 発注者は、この契約の成果の一部を必要としたときは、受注者に対して、その資料の提出を求めることができる。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、書面による発注者の承認を得た場合にはこの限りでない。

(主任技術者)

第6条 受注者は業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

3 発注者は、主任技術者又は受注者の使用人がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、期間又は委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第8条 受注者は、その責めによらない理由により、期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付けて期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費)

第9条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、業務を完了したときは遅滞なくその旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、受注者は遅滞なく補正を行い再検査を受けなければならない。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

(委託料の支払い)

第11条 受注者は、前条第4項の規定による引渡しを完了したときは、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第12条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結して、発注者に対して委託料の10分の3以内の前払金の支払いを請求する

ことができる。

- 2 受注者は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合においては、受注者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の3を超えるときは、受注者は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還額を定める。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第13条 委託料について前条第4項の増額若しくは第5項の減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により委託期間を延長し、若しくは短縮した場合においては、受注者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に提出しなければならない。

（前払金の使用等）

第14条 受注者は、前払金を委託業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第15条 受注者は、当該業務の完成前に、業務の出来形部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。この場合において、当該請負代金相当額が契約金額の10分の3を超えない場合においては、請求することができない。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、

あらかじめ当該請求にかかる業務の出来形部分の確認を発注者に求めなければならない。この場合においては、発注者は、遅滞なくその確認を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。

部分払金の額 ≤ 第1項の委託料相当額

$$\times \left(\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{委託料}} \right)$$

- 4 受注者は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度、部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額からすでに部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とする。

（履行遅滞における延滞金）

第16条 受注者の責めに帰する理由により、期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して期限を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

（発注者の解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎてても着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- 三 第6条に規定する主任技術者を配置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 五 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表

者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者が、第18条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 発注者は、受注者が、公告等で示したこの契約の入札参加資格等の条件を満たさないにもかかわらず、入札に参加し、この契約を締結したことが明らかになったときは、この契約を解除することができる。

4 前3項の規定により、この契約が解除された場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき、又は中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によ

り業務を完了することが不可能になったとき。

2 前項によりこの契約を解除した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(解除による前払金の返還)

第19条 第17条又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、第12条及び第13条の規定に基づく前払金の請求があったときは、受注者は、その前払金額に利息を付けて返還しなければならない。ただし、前条の規定によるときは、利息に関する部分は適用しない。

2 前項の利息の額は、前払金支払いの日から返還の日まで当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

(瑕疵担保)

第20条 発注者は、第10条第4項の引渡しの日から2年間、受注者に対して目的物の瑕疵の補正を請求することができるものとする。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は5年とする。

2 発注者は、前項の瑕疵の補正にかえ損害賠償の請求をすることができる。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、受注者から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金(これに代わる担保が提供されているときを含む。)が納付されているとき、又は当該契約に係る本市の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は受注者から遅延日数につき当該契約の締結の日における支払遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(紛争の解決)

第23条 この約款の条項中、発注者と受注者とが協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他この契約に定める事項について発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

(契約外の事項)

第24条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。